様式第5号(第14条関係)

（表面）

|  |
| --- |
|  １ 本証は、通訳活動の際、常にこれを携帯しな ければならない。 ２ 本証を貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはな らない。 ３ 登録を取り消したときは、直ちに本証を返還 しなければならない。 ４ 本証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、 速やかに市長に届け出て再交付を受けなければならない。 |

　　　　　　　　　（裏面）

|  |
| --- |
| 登録番号　第　　号　　**北見市手話奉仕員証**氏　　名　　　　年　　月　　日 生上記の者は、北見市手話奉仕員として登録されている者であることを証する。 年　　月　　日北　見　市　長　　　印 |